

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者	10,000円 (6割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳までに(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した者	6,000円 (3割)	—

●保険料の国庫補助額を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。